

総行住第 1 1 0 号  
令和 4 年 1 2 月 5 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答（令和 4 年度地方  
分権改革に関する提案募集関係）について

今般、令和 4 年度地方分権改革に関する提案募集において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 82 号。以下「法」という。）に基づく事務について、提案があったところ、これを踏まえ、下記のとおり質疑応答を作成しましたので通知します。

各都道府県においては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨を周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

問) 市町村長は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類（以下「戸籍に関する届書等」という。）を受理した場合、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、法第 9 条第 2 項の規定に基づき、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならないこととされている。また、本籍地市町村長は、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならないこととされている。

法第 9 条第 2 項の規定に基づく通知の通知事項や通知先の市町村長を正確なものとするため、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、法第 30 条の 10 第 1 項第 3 号又は第 30 条の 12 第 1 項第 3 号に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当すると解

してよいか。

また、戸籍の附票の記載事項を確認する事務は、法第 30 条の 10 第 1 項第 3 号又は第 30 条の 12 第 1 項第 3 号に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当すると解してよいか。

答) お見込みのとおり。

問) 住民票に旧氏を記載しようとする場合は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 14 第 1 項に基づき、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項に規定する戸籍謄本等をいう。以下同じ。）その他総務省令で定める書面（以下「旧氏を証する書面」という。）を添付して住所地の市町村長に提出することとされている。住所地又は住所地となる市町村長（婚姻届と転入届を合わせて提出した場合における提出先市町村長）へ婚姻届が提出された際に、住民票へ旧氏を記載することを求められた場合は、旧氏を証する書面として婚姻前の戸籍謄本等を受理しても差し支えないか。

答) 婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村長に提出された際に、住民票に旧氏を記載することを求められた場合において、戸籍担当課により婚姻届が受理され、新戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏の住民票が作成できると住民基本台帳担当課が判断し、住民票を作成する場合は、婚姻前の戸籍謄本等を旧氏を証する書面として受理することとしても差し支えない。

【参照条文】

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条（略）

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3（略）

（戸籍の附票の作成）

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2（略）

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2（略）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別

表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 (略)

#### ○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2～7 (略)

#### ○住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）（抄）

（旧氏の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類）

第四十三条 令第三十条の十四第一項及び第三項に規定する総務省令で定める書面は、戸籍法第十二条の二に規定する除籍謄本等とする。